

平成21年第1回東大和市議会懲罰特別委員会記録

平成21年6月18日（木曜日）

出席委員（9名）

委員長	森田憲二君	副委員長	下条学君
委員	尾崎利一君	委員	粕谷久美子君
委員	中村庄一郎君	委員	小林知久君
委員	関田正民君	委員	中間建二君
委員	大后治雄君		

欠席委員（なし）

委員外議員（4名）

議長	粕谷洋右君	15番	長瀬りつ君
19番	御殿谷一彦君	22番	二宮由子君

議会事務局職員（5名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	桜井輝幸君
議事係長	小島裕治君	主事	新井利恵君
主事	指田弘安君		

出席説明員（なし）

会議に付した案件

- (1) 懲罰特別委員会委員長互選
- (2) 懲罰特別委員会副委員長互選
- (3) 座席の指定について
- (4) 長瀬りつ議員に対する懲罰の件

午後 1時27分 開議

○議会事務局長（石川和男君） 本日は委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長が選出されるまでの間、委員会条例第10条第2項の規定により、年長委員が委員長の職務を行うことになっております。

出席委員中、関田正民委員が年長者でありますので、委員長互選の職務をお願いいたします。

〔年長委員着席〕

○年長委員（関田正民君） 委員会条例第10条第2項の規定により、年長の私が委員長選出までの間、委員長の職務を行います。御協力のほどよろしくをお願いいたします。

ただいまから平成21年第1回東大和市議会懲罰特別委員会を開会いたします。

○年長委員（関田正民君） これより、懲罰特別委員会委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

懲罰特別委員会委員長の互選につきましては、会議規則第116条第5項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○年長委員（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、年長委員において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○年長委員（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

それでは懲罰特別委員会委員長に、森田憲二委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました森田憲二委員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○年長委員（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

ただいま委員長に当選されました森田憲二委員が在席しておりますので、会議規則第117条の規定で準用する会議規則第31条第2項の規定により、本席より当選の告知をいたします。

ここで、森田憲二委員の委員長就任のごあいさつをお願いいたします。

○委員長（森田憲二君） ただいま懲罰特別委員会委員長に御推挙いただき、お引き受けをするようになりました。何分、本市においても初めてのケースであろうかと思ひますし、それと同時に責任の重さを十分にかみしめ、内容を皆様方と御協議しながら進めてまいりたいということで、特段の御協力をお願い申し上げ、就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○年長委員（関田正民君） 委員長が決定しましたので、年長委員の職務を解かせていただきます。

〔年長委員退席、委員長着席〕

○委員長（森田憲二君） 引き続き、懲罰特別委員会副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

懲罰特別委員会副委員長の互選につきましては、会議規則第116条第5項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田憲二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、委員長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田憲二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

それでは懲罰特別委員会副委員長に、下条 学委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました下条 学委員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田憲二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

ただいま副委員長に当選されました下条 学委員が在席しておりますので、会議規則第117条の規定で準用する会議規則第31条第2項の規定により、本席より当選の告知をいたします。

ここで下条 学委員の副委員長就任のごあいさつをお願いいたします。

○副委員長（下条 学君） ただいま懲罰特別委員会副委員長の任を皆さんから御推薦いただきましてありがとうございました。委員長を助け、議事がきちんと進むように努力してまいりますので、どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（森田憲二君） ここで座席を移動するため、暫時休憩いたします。

午後 1時31分 休憩

午後 1時53分 開議

○委員長（森田憲二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、座席の指定について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

ただいま御着席のとおり、座席を指定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田憲二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

冒頭私のほうから申し上げておきたいと思います。

懲罰特別委員会の中では発言——各委員の方々にはそれぞれ重みがある委員会でございます。発言には十二分に注意をしていただきたいと思いますし、並びに傍聴される方々にも申し上げます。

重みのある、どの委員会もそうですけど、特にこの委員会、初めての委員会でございます。傍聴される方につきましては、場合によっては私のほうから御退席を命ずることもあるかもわかりませんから、御静粛の上、御協力を前もって私のほうからお願いを申し上げておきたいと思います。

○委員長（森田憲二君） それでは次に、去る6月12日の本会議で付託されました、長瀬りつ議員に対する懲罰の件、本件を議題に供します。

本件につきましては、懲罰動議発議者の説明が既に本会議で行われておりますので、これより本件の審査を行います。

ここで長瀬りつ議員から本件について、一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田憲二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

〔長瀬りつ議員入室〕

○委員長（森田憲二君） なお、弁明につきましては文書により提出をされております。各委員の方々には事務局をもってお配りをさせていただきます。

〔弁明書配付〕

○委員長（森田憲二君） それでは、長瀬りつ議員に一身上の弁明を許可いたします。

○15番（長瀬りつ君） 弁明の機会をお与えいただきまして、ありがとうございます。

委員の皆様には弁明書を配付させていただきました。弁明書に沿って発言をさせていただきたいと思います。

6月10日に行った私の「市長の公務を証明する公務日誌や予定表が何も存在しない」という一般質問中、例示として挙げた文言が不適切であり、議会の品位の保持及び秩序を乱すものである、という指摘を受けました。私は公人である市長の公務について質問しており、公の問題とは全く関係のない私的问题について論議をしていたわけではないと認識はしておりましたが、地方自治法第129条に示されている議長の議場の秩序維持の権限を補完する形でみずから発言の削除を申し出、議会運営委員会において認められ、本会議において議長の許可を得て発言の取り消しをいたしました。

また、なおかつ謝るべきだとの意見もありましたので、公開の議場において発言を取り消した後、陳謝いたしました。不適切だと指摘された私の発言に対する法的、道義的責任は果たしたと考えております。

しかしその後、3名の議員より懲罰動議が提出され、この特別委員会が設置されて、どのような懲罰を科すのかが決定されると思われませんが、いかに議会の自律作用としての懲罰権、規律権であっても、その範囲を逸脱するのではないかと考えます。

また、懲罰動議の発議者である3名の議員が、この特別委員会のメンバーとなっております。第三者機関的な意味合いで行われるべき委員会として、公平・公正な考え方で審議ができるものなのか疑問を呈さざるを得ませんが、議場で法律違反をする発言をしたことが懲罰に値する、発言を撤回して終わりという軽いものではないという動議発議者の説明がされておりますので、私の発言が地方自治法第132条の「他人の私生活にわたる言論」に該当し、懲罰事犯として成立するかどうかは法律解釈の問題となります。その解釈を誤り、それに基づいて懲罰を行えば、その懲罰は違法となるという最高裁判所判決もあります。慎重な審議をお願いいたします。

以上です。

○委員長（森田憲二君） 弁明が終わりました。

長瀬りつ議員は委員会室から退出願います。

〔長瀬りつ議員退室〕

- 委員長（森田憲二君） これより懲罰動議発議者に対する質疑を行います。
- 委員（小林知久君） 確認なのですが、発議者に再度どういう理由で発議されたのかをお聞かせください。
- 委員（中間建二君） 本会議の中でも申し上げましたが、私は発言を聞いていまして、この第132条の「他人の私生活にわたる言論に」該当すると感じたので提案をさせていただきました。また、もう一つ言えば、議会運営委員会でのこの発言の取り扱いについて協議をした中で、御本人の発言の撤回については了解をしたこと、それとともに、この発言がいわゆる議会の品位保持というようなものに該当するかどうか、また私的行為にわたる言論であるかどうか、このことを議会として慎重に検討すべきであると。こういうことも議会運営委員会の中では申し述べさせていただきました。その後、議会運営委員会委員長と協議する中で、一つ一つの文言のあり方について、議会運営委員会の中では非常に協議がしづらいということもありましたので、これまでも過去いろんな議会の中で発言がありましたけれども、そのときそのときに当然行き過ぎな発言があり、訂正をすることはあるわけですが、私自身は今回の発言の中身、あり方については、明らかに本来触れるべきではない私的行為についての言論に及んでしまったということが、私は聞いていて実感をいたしましたので、このことについてはきちっと議会として、第132条という法律に違反するのであれば対処しなければいけないし、また第132条に触れないということであれば、もちろんその限りではありませんので、そのことを議会としてきちっと議論することが大事だと思いましたので、提案をさせていただきました。
- 委員長（森田憲二君） よろしいですか、ほかにいらっしゃいますか。
- 委員（尾崎利一君） 本会議場でも動議発議者から地方自治法第132条に違反するとすれば問題なんだという答弁がありましたけれども、第132条に違反すると考えたから懲罰の動議に及んだということだ、そうでなければ、可能性があるというだけで懲罰動議を発するというにはならないと思いますが、そこをもう一度確認したいと思います。
- 委員（中間建二君） 当然のことながら、私自身は発言を聞いていて第132条に違反すると思ったから提案をしているわけでございます。
- 委員（尾崎利一君） 委員長、審議に必要なので、昨年9月3日の議会運営委員会の議事録をいただきたい、御配付願いたいと思います。
- 委員長（森田憲二君） それはできません。あくまでも懲罰に対する関係ですから、関連するかもわかりませんが、今回の今懲罰委員会の中で審議していることに関しては別だと私は考えますので、資料のほうの要求については却下いたします。
- 委員（関田正民君） 議会の品位の保持ということで、法第132条、これにはこういうふうとうたってあります。議会の本会議に態度は十分気をつけなきゃいけない、これはもちろんもつともでございますが、特に他人の公的言動に対する批判は許されても、私的問題、プライバシーの面まで具体的に言及することは許されないと、はっきりとうたっている。私も長瀬議員の発言を聞いていて、そこが問題だということで動議を出しました。もう一度言います。他人の公的言動に対する批判は許されても、プライバシーの面まで具体的に言及するのは許されないと……。
- 委員長（森田憲二君） 発言の途中ですが申し上げます。
- 今、懲罰動議発議者に対する質疑の時間ですから――発議者に対する質疑ですから（「答弁」と呼ぶ者あり）答弁と理解してよろしいんですか。（発言する者あり）そうじゃありません、あくまでも今の状況に対しましては、御理解をいただきたいと思います。

○委員（大后治雄君） 本会議における中間議員の御答弁の中で、発言を取り消しても道義的責任までは消えないという御発言があったわけですが、そこのお考えは変わっていないのかということが1点と、発議者から出された中では、「地方自治法第132条に違反する発言であり」とある中で、ここで明確に違反するということをおっしゃっているわけですが、「違反する」という断言をされた根拠、それが2点。

もう1点が公人である市長の——これ本会議でも伺ったわけですが、改めて伺うんですが、公人である市長のプライバシーといいますか、私生活というものは公人であるからこそ、一般人に比べて非常に狭く解釈されるというふうに通説でなっていると思うんですが、その点について提案者はどのようにお考えになられているのか。で、その本件に対して、それでもなおプライバシーにわたる発言であるというふうにする根拠を伺わせてください。

○委員（中間建二君） 私自身は、もちろん一般質問をずっと聞いておりますので、長瀬議員が市長の行動について何を問題にしたいのかということは、十分にやりとりの中で当然のことながら理解をしているつもりであります。ただ、それにしても何を問題にしたいのかということは明らかでありながら、ある特定の場所で特定の物を買物しているということは、当然のことながら私が受けとめた限りにおいては、御本人が問題にしたいと思っていることから明らかに逸脱している。そのことにはあえて触れなくても、当然のことながら問題にはできる、質問ができるはずであるにもかかわらず、あえてそこまで踏み込んで発言をしているというふうには聞かれましたので、そこは当然これは法律で書いてあることでございますので、我々としては一定の抑制は当然働かさなければいけないということ。

それから、さまざまな第132条の解説に関しての文献、文言、資料等がありますけれども、その第132条の中で「議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」とこう書いてある、その解釈の考え方としてどういう例があるかということ、「本会議の議場及び委員会の会場は公の問題を議する場所であるから、議事に関係のない個人の問題を論ずべきでない」ということと、「無礼の言葉や私生活にわたる言論、人身攻撃等によって議場や会場の平静さが失われることを防ごうとすることにあるものと思われる」と、こういう解釈が示されております。

当然、長瀬議員の質問の中で市長の答弁もある。市長の答弁も、いわゆる感情的な答弁になっているということも我々としては確認をしているわけです。ただ、その感情的な議論になる原因は、私的行為にまで及んだ、他人の私生活にわたる言論まで及んでしまったことで、そういう議論になってしまった。ここについては、我々としては一定の抑制をきちっとかけていくような議論を議会としてやっていかなければ、何でもありの議会になってしまう。他人の誹謗中傷が平気で行われてしまうような議会になってしまうわけですから、そこは我々として一定の抑制を、きちっと法律や会議規則に基づいてかけていかなければいけないと、こういう私は考え方を持って今回あえて——本来この懲罰というのは当然重い、また議員同士、懲罰をかけることは決して望ましいことではありませんけれども、しかしかといって懲罰権というものがあり、一定の議会の品位を保っていかなければいけない、市民の代表としての議論をきちっとしていかなければいけないということが定められておりますので、そういう趣旨からすれば全く見過ごすというわけにはいかないということでの提案ということを、ぜひ御理解をいただければと思っております。

それから、市長の公人として、公人と私人のことをどう考えるかということでございますけれども、これは当然のことながら、一般人の私人としての行為と市長としての市長の私人としての行為は、それは狭く解釈することはそれはそのとおりだと思います。だけれども、全く私人としての行為がないのかと言えば、それは当

然あり得ないわけで、市長であろうが、我々議員であろうが守られるべき私的行為もあり、プライバシーもあるわけですから、それを議場で明らかにされるということは、それは市長であろうが我々議員であろうが、これはお互いに議論する中では、やはり踏み込んではいけない領域だというふうに感じております。

○委員（粕谷久美子君） 議場でも質問された方がいらっしゃったんですが、長瀬議員が一般質問の内容に行き過ぎたところがあるということで判断し、本人から取り消しというところで申し出ています。それで議場の中で皆さん、議員の中で認められて、その場で取り消しということと陳謝をされているんです。私は、このことで十分それが終わっているのかなというふうに判断したいと思っているんです。先ほども中間委員がおっしゃられたように、市長に対して長瀬議員からのいろいろな発言があって、市長の感情に触れたような部分もあるかもしれないんですが、長瀬議員自身が、市長が市民から誤解を招くようなことがあってはいけないというような質問の内容に関して、そのことの事例として今回の削除した部分、取り下げた部分というものを出したのかなと私は思っていますので、その点に関しては、どのように考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

○委員（中間建二君） もちろん議会運営委員会で協議した結果、御本人が発言を取り消したいということでありましたので、本人が取り消したいということ認めないという選択肢は私はないと思っておりましたので、そのことはそれで当然了解というか、認めているわけであります。それで問題は、過去にも議会でいろんな議員が発言をし、行き過ぎたもしくは間違ったということで発言の訂正の申し出があり、許可をするということは、これまでもありました。ですから、それと同じ事例として認識はしているわけであります。ただ本会議で申し上げたように、私の受けとめ方としては、明らかに第132条で書いてある「他人の私生活にわたる言論」というところに踏み込んだということが明らかだというふうには私を感じましたので、その法律に違反した言論であったという認識があるにもかかわらず、そのことを見過ごす、法律違反をしているのに議会としてそれを見過ごすということのほうが、責任はより重いであろうというふうな認識を持っております。

ですから、例えば我々議会の中で市側に対して法律を守れ、また法律違反があればそれを正すべきだ、違反があったら責任をとれということをお我々は議員として議会の中で、市側に対して、また市長に対して、そういう議論をするわけですよ。そういうことを一方で、市側には、職員には、市長には、法律を守れ責任をとれということを言いながら、我々の議員の仲間うちですよ、仮に法律違反があったとすれば、それを議員だから、仲間うちだから、そこの法律違反には伏せましょうと、目を閉じましょうというわけには私はいかないんじゃないかというふうに感じましたので、こういう委員会を立ち上げることは全く望ましいとは思いませんけれども、しかし法律違反だということが明らかだと私は思いましたので、あえて提案させていただいている。

それで、もしここでせつかく懲罰特別委員会が立ち上がりましたので、これが法律違反じゃないと、第132条には違反しないんだという御意見がありましたら、ぜひそこをむしろ出していただいて、議会としてこれが法律に違反しているのが明らかであって、それを見過ごすということは、当然我々は法律に基づいて法治国家で成り立っている以上、法律を守れと言っている以上、そういう選択肢はあり得ないと思いますので、むしろ今回の発言が第132条に違反しないんだ、懲罰に値しないんだという議論を、もしそういうお考えがあれば、そういう議論をむしろすべきじゃないかというふうには私は感じております。

○委員（大后治雄君） 法律の解釈をしなければいけないというふうに思っています。今回、ちょっと言葉が足りないところは申しわけないかもしれませんが、確かに例えば憲法第9条の問題とか、さまざまところでいろんな解釈がされます。あれも例えば国語的解釈をしたら、当然戦力たる軍隊を持たないというような内容を

とって、あれは自衛隊は違憲であるというような結論が導き出されるというようなことになると思います、国語的解釈すれば。確かに、今回この第132条の文言も国語的な解釈をすれば、非常に適用範囲が広がってしまふくらいがありまして、他人の私生活にわたる言論ということをしたら、すぐに違反であるというような形になりかねない部分だろうとは思いますが、ただやっぱり法的な解釈をどうしてもしていかなくちゃいけないということを考えてときに、公人たる市長のプライバシーというのを、もちろん全般否定するわけじゃないんですが、今回この発言は、取り消された発言を見ても公務中の行為か否かを問う過程の中で発言があったように私は記憶しているんですね。その文言についても、特に公序良俗に反するようなものではなくて、個人の名誉を著しく棄損するような内容でなかったんじゃないかというふうに思うんですけども、そういった観点からして、私自身は法律違反とまでは言えないのではないかというふうに思うんですが、その辺についての解釈を伺いたいの、ちょっと繰り返しになっちゃいますけども1点。

それから、確かに第132条に抵触した場合に、最悪の場合懲罰というようなことは当然規定はされていますが、ただ今回の場合、長瀬議員からの申し出によって発言が現に取り消され、それは了承されて議事がそのまま進行していったというような流れもあります。本来であれば、その段階でやっぱり何らかの措置を講じて、おかしいんじゃないかというようなことがあってもよかったのかなというふうには思うんですけども、その段階でやっぱりお認めになられたという中で、長瀬議員の行為としては不適切であると御本人がお認めになられて、それを削除されたという行為がありましたから、あえて長瀬議員がそれを認めずに削除しないと突っぱねたという状況であれば、私は最悪の場合——確かに御本人も不適切と認められている発言ですからね——でも、にもかかわらず取り消さないとなれば、確かに懲罰にいく可能性はあったとは思いますが、その段階で既に御本人は取り消したという段階を経ている状態ですから、あえて懲罰までは提起する必要はなかったんじゃないのかなというふうに思うんですけども、その点について伺いたいと思います。済みません、長くなりました。

○委員（中間建二君） 懲罰事案に対する懲罰動議の提出が事案が起こってから3日以内と決められている趣旨は、これどう解釈するかなんですけど、私は逆に問題が起こったその場で懲罰事案として取り扱うことのほうが、議会としては抑制がきかないと、いわゆる感情的な議論に陥りやすいという趣旨のもとで、私は3日間という猶予があるんだろうと思うんですね。これが仮にまた1年、2年、過去の発言にさかのぼって懲罰を科すという議論も、これは当然行き過ぎなわけで、そういった意味で懲罰事犯が起こってから3日以内、これはですから懲罰は非常に重いことですので、出す側も審査するほうも当然これは慎重に取り扱うという趣旨で3日以内というふうに決まっております。ですから、その場で懲罰の動議を出さなかったからということは、私は逆にそれだけ慎重にこの物事については私自身は考えて、また私単独の考えではなく何人かの同じ議会での発言を聞いていらっしゃった方々との意見交換を重ねた上で、これはやはり議会としては取り扱うべきだろうという判断に至ったわけですので、また個人的な思いで個人の判断で動いているということでもない。また、そうあってはいけないというふうにも思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、長瀬議員が問題になった発言の部分の削除を申し出られたということは、私自身は、その文言を取り下げられたということは、当然御本人はその文言が不適切発言であると、もしくは他人の私的行為にわたる言論に該当するかもしれないという自覚があるからこそ、発言を御本人から訂正を申し出られたんだろうというふうには受けとめていたんですが、ただ先ほどの弁明を伺いますと、必ずしもそういうわけでもないというふうな——まあ弁明書を見、弁明を聞く限りにおいては、必ずしもそういう御本人、議会運営上の措置と

して申し出たということで、その発言そのものが第132条に違反するとかしないかということの、また別次元で削除されたというような弁明のかなというふうにも、先ほどの弁明では私は受けとめておりますので、また逆に本来であれば御本人が取り下げされたお考え、また第132条という法律をどう御本人は認識しているのか、もしくは違反してしまったと、触れてしまったというふうには考えられているのか、本来はそこを確認できれば、より議論する上ではいいのかなというふうにも感じております。

○委員（小林知久君） まず今の中間委員のお話をお聞きする中で、議会品位のためにここで議論することが最大の目的のようにおっしゃっていたかなと、罰することが目的ではないというようなお考えは少し感じたんですが、その確認です。

それから、であるならば今回私としては私の意見としては、私生活にわたるものではないのではないかと。やはり文字にしてしまえば黒い車ということで、どっちともとれるんですが、御答弁の中で市長のほうは公用車ということ、御自身で公用車では行っていないよという御答弁をされていますので、2人の間では公用車についての話であったという流れがあったのではないかなというふうには思っております。したがって、先ほど中間委員のおっしゃった感情的になって少し品位を乱しているところはいかがなものかなというふうには思いますが、それ自体は長瀬議員のこの弁明書にもありますが、取り下げることで感情的になったのをみずからいさめたのかなというふうにも受け取れます。

私は罰することが目的ではなければ、やはり次回以降しっかりと感情的発言とか、確認内容をしっかり全議員で共有して、次回以降の品位保持に努めることのほうが生産的じゃないかなというふうには思っております。罰することが目的ではないのかという確認と、私のそういう意見を聞いてどう思われるかをお聞きしたいと思います。

○委員（中間建二君） なかなか表現が難しいんですけども、罰することが目的じゃないというふうにごここで断言してしまうと、じゃあなぜ懲罰を提案したのかということにもなってしまいますので、なかなかそこはそうではと言えないんですが、当然のことながら、本来の我々が努めなきゃいけない趣旨としては、一定の真剣な議論は当然議員としてしなきゃいけない、追求することは追求もしなきゃいけない、強く発言しなきゃいけないことは当然議会として、議員としてあるんですが、ただそれは当然法律に基づいて、会議規則に基づいて、一定のルールに基づいて議会の品位、秩序を保ちながら質疑をするということが、これ法律、自治法や会議規則等で、また条例等で我々決められ、それにのっとってやっているわけですから、当然そこに逸脱しちゃいけないし、またした場合にはお互いこれは厳重に監視し合おうという、そういうルールのもとに議会が成り立っているというふうには認識しておりますので、そこは変わらないということと、それから、もちろん最終的に結論がどうなるかわかりませんが、いわゆる議会の品位、秩序を保つ責務が我々一人一人にはあるわけですから、そこを我々がどう考えるか。

長瀬議員に懲罰を科すことで、秩序を保つ、品位を保つ、抑制を働かせるという考え方ももちろんあると思って提案しているわけですが、そこまで至らなくても、罰するところまで至らなくても、一定の意見、議論を闘わし行うことで秩序保持ができる。また繰り返しになりますけど、我々としては今回のこの事案が、逆に懲罰委員会では第132条に違反するということが確認できれば、やはり懲罰には踏み込まざるを得ないでしょうし、ここでの議論として、いや第132条に違反するところまでいかないということの認識が共有できれば、もちろん懲罰を科すということは行き過ぎになってしまいますので、その議論を議案の提案者が答弁するような流れになっておりますけれども、しかしそれぞれの委員の認識として、どうであったのかということ

を確認し議論することが一番大事なんではないかというふうには思っております。

○委員（小林知久君） 私、議場で真ん前——この辺とこの辺で話を聞いてたので、お二人が非常に感情的になって、本題から外れかねない話もお互いに言ってたなというのがあります。私自身は感情的になってしまって質問がぐちゃぐちゃになっちゃう感じというのは、議長がその場でやっぱいさめて、やめなさいよと、ちょっと頭を冷やしなさいということをやっていますね、懲罰委員会是非常にある種法的に内容を見ていかなくてはいけない。その辺、切り分けたいなと私は思ってるんです。内容的に文言、取り消した内容をここで言えないのはつらいところなんです、内容的に見ますと少なくとも文字面では私的生活にわたるように見える、文字にしてしまうとそう見えるところがあるんですが、前後の文脈を考えたときに、公的生活に対する質問と、公用車に関する質問ということが、まあ見えてきているのではないかなと。御答弁された市長自身も、公用車であるという認識はあったようですので、誤解を呼ぶ表現は避けるべきであるというのは注意はすべきだと思うんですが、私自身は懲罰まで至る必要はないのではないかなというのが意見なんです、そのあたりは文脈と文字面の違いというのは、どうお考えでしょうか。

○委員（中間建二君） 先ほども同様の趣旨がありましたけれども、もちろん文脈は質疑のやりとりはあるわけですから、どういう趣旨で取り上げているのかということは理解はしているつもりであります。ただ、あえて触れなくてもいいところまで踏み込んでいる事例として、公用車で私的行為を行っているということを問題にしたいのであれば、当然それは問題にして構わないわけですが、あえて触れなくてもいいところまで御本人は発言されたんじゃないかというふうに私は受けとめました。ですから、もちろん第132条に該当するかどうかということは、裁判所が判断するのかどうかということはありませんけれども、しかし議会の品位、秩序を保つ責任は議員一人一人にあるわけですから、私はそこに本来触れるべきではない、触れる必要のないところまで発言が及んでしまったということの責任については、これは問わなければいけないんじゃないかというふうには感じております。

ですから、なかなか発言を取り消した文言でありますので、ここでその発言が私的行為に及んでいたかどうかということ、詳細に検討するのは難しいかとは思いますが、ただその場ではここにいらっしゃる皆さんが発言の内容を聞いておりましたので、繰り返しになりますけれども、もし他人の私的行為に及ぶ言論とは言えないという御認識があるようであれば、そこをむしろ説明していただいたほうがよろしいのかなというふうに感じておるんです。

○委員（尾崎利一君） 1点目は、懲罰というのは、委員長から最初にお話しありましたけれども、大変重いものだという認識を持っています。ですから、これは公平・公正に行わなければならないですし、それが保たれなければ、場合によっては少数会派や無所属の議員が不利益をこうむるということにもなりかねない問題だということで慎重に扱わなくちゃいけないと思います。その点で、こういう発言を取り消したという事案は、これまでも幾つか私も経験していますけれども、例えば昨年9月の一般質問において、ある議員が2回にわたって発言を取り消すという事案がありました。このとき、中間委員は議運の委員長だったわけですがけれども……。

○委員長（森田憲二君） 委員に申し上げます。

発言の途中ですが、現在議題になっていることについて発言をお願い申し上げます。また、発言をしても答える人がいらっしゃいませんから、その辺も十分あわせてお願いします。

○委員（尾崎利一君） 要するに、2番目と関連させて言いますけれども、これまでそういう発言の取り消し事

案があった。それに対して議会としてどう取り組んできたかと言えば、やはりまずかった点、行き過ぎな点については指摘をして、本人からは是正をしてもらうということで、議会の自律的行為としてこれを処理してきたということだと思います。もちろん懲罰についても議会の自律的な行為、別にこれで懲役にされたりするわけではないですから——というふうに考えますけれども、その点からいえば、今回1回の不適切な発言で直ちに懲罰動議を発するというのは、やはり不適切なんではないかというのが1点です。

それからもう1点は、その第132条に違反するかどうかという問題に関連してですけれども、本会議の答弁の中で「黒い車」と書いてあるだけで、公用車ではないというふうに答弁がありました。だから私的行為の領域になるんだというお話だったと思いますが、私はなおさら「黒い車」というのが、ただ「黒い車」ということであれば、全く問題のない発言になるのではないかというふうに思いますが、その点、私が今指摘した点との関係で第132条に抵触すると考えられた理由、もう一度伺いたいと思います。

○委員（中間建二君） 過去の発言との取り扱いで今回がどうかということでありますけれども、私本会議でも申し上げましたが、過去の発言さまざまありましたが、特に多かったのはいわゆる侮辱発言と言われるようなレベルのものが多かったと思いますが、これは私は議場でも申し上げましたが、侮辱をされたという側と、また侮辱発言をした側との受けとめ方、また第三者が聞いて、その発言をどう受けとめるか、これは非常にどうしてもこの発言は同じ言葉面であっても主観が入ってくる、侮辱なのか侮辱でないのか、なかなか判断がしづらい。そういった意味では、この地方自治法の中でも仮に特定の議員が侮辱をされたということが明らかであった場合に、本人が懲罰を申し出るというようなことが地方自治法にも書かれておりますので、そういった意味では侮辱発言というのは、なかなか解釈、判断が難しいんだろうというふうに思っております。

ただ、今回の発言はもちろん侮辱かどうかというところの判断は当事者同士で確認しながら、また必要に応じて我々もやらなければいけないかわかりませんが、私がだから問題にしているのは侮辱発言ではなくて、他人の私的行為にわたる言論というところには、これは明らかに踏み込んだというふうに、これは客観的に私は感じられたと、主観というよりも客観的に私は感じられたということで御提案をさせていただいているのと、それから「黒い車」云々ということですが、これは質疑のやりとりからいきますと、当然「黒い車」というのは質問する側からすれば公用車ということが言いたいんでしょうけれども、しかしこの中身、もう一回よく皆さん御確認いただきたいんですけども、ここの発言がいわゆる御本人が事実として公用車で特定の場所に行って、私的行為を行っているということを御本人が事実確認をして、だからおかしいじゃないかと、公務を逸脱しているんじゃないかという議論にはなっていないわけですよ。

あくまでも仄聞で、だれかが言ってる、だれかが見てる、そういう話が、うわさがあるというレベルの話であり、なおかつ特定のそれは黒であろうが赤であろうが、色は別に私は構わないと思うんですが、特定の車で特定の場所に行って、特定の行為を行っている。これは、私は市長といえども私的行為にわたる言論であったというふうに、私は繰り返しになりますが聞こえましたので、再三申し上げているとおり、第132条という法律には該当するんじゃないかと。該当するのであれば、議員として法律に触れる発言が議会の中であったのであれば、見逃すということはありませんんじゃないかということの認識で提案をしているということ、繰り返しになりますけれども申し上げさせていただきたいと思います。

○委員（小林知久君） お願いしたいのは、主たるこの発言は私生活にわたるのではないかというのに対して、本来の今議論している内容に対して、先ほどは私の質疑に対して、あえて触れなくてもいいことに触れるべきではないから、それをプラスアルファするとちょっと疑問なんだという論法があるんですけども、やはり原

則として、この発言が私的なのか——私生活なのか、公生活であったのかというところに特化して話を進めなくては、少し乱れてしまいますし結論がおかしくなってしまいますので、そこはお願いしたいんです。

今の話でも、先ほどの触れなくていいことに触れたからとかあるんですが、やはり本来あの発言は、公用車についての発言だったのか、公的業務についての発言だったのか、私的な家に帰ってから、仕事が終わってからのことをやゆしてたのか、やはりそこは冷静に議論して、あの発言自体がどっちだったのかということはやらなくては行けないと。私自身はやはり、いかなる場合でも公用車に乗っていたら公務中ではないかというところはありますので、言動、もろもろの動きは気をつけてもらわなきゃいけないと思いますので、公用車に乗って遊びに行きましたかと、まあ買い物に行きましたかというような発言自体は、議員が当然長の業務をチェックする中で聞いていかななくては行けませんので、その質問であったんではないかなというふうに思うわけです。ただし、あえて触れなくてもよかったんじゃないかと言われれば、それもそうなんですが、それは先ほど申し上げた議事整理権の中で議長が「そこは触れなくていいから、話を本題に戻しなさい」と言えば済むことではないかなというふうに思っているんですが、その点はいかがでしょうか。

○委員（中間建二君） 繰り返しになっちゃうと思うんですが、質問のやりとりの何を御本人が問題にしたかったのかという意図は私は理解をしているつもりであります。ただ、それにしてもその発言の内容が、その問題からあえて逸脱してしまう、またお互いに感情的になってしまうような議論にまで、要は挑発するような発言ですね、要は答弁する側をあえて挑発するような発言として例示的に、また御本人が自分が事実関係を見て確認したということではなくて、第三者の言葉なり、行為をかりて、そこであえて答弁者側を挑発する目的で発言をされたんではないかなというふうに私は聞こえました。

ですから、公務のあり方を問題にすることは全くそのとおりなんですが、そのことと触れるべきでないところまで踏み込んだということは、聞いていて私は確認ができたのと、それからもう一つ言わせていただければ、もちろん私は発言の取り消しを御本人が申し出られて私は認めましたよ。私が認めたのは、当然発言が不適切だったと思ったから認めたわけですよ。だけでもそのことは議会全員、皆さん認めているわけですよ、発言の取り消しについては、撤回についてはね。だから皆さん、この発言が問題があったと、行き過ぎたと、おかしかったと、皆さん議員として共有認識があったから、御本人の発言の取り消し申し出に対して、皆さんも了解されたというふうに私は受けとめているんです。ですから仮にこの発言が、いや問題ない発言だったということであれば、取り消す必要がないということになりますので、そこを逆にどういうふうに御認識されるのかね。

○委員長（森田憲二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時46分 休憩

午後 3時 3分 開議

○委員長（森田憲二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（小林知久君） 先ほどからの少し流れを引き継いでちょっとお聞きしますが、私自身、懲罰動議を出された方々の委員会を設置して議論すべきじゃないかというところの理由はよくわかりました。あえて触れなくてもいいことに触れたとか、少し挑発するような物言いがあったとか、確かではない風聞に基づくところであったというところは理解しました。ですが、委員会で議論するのはやぶさかではないんですが、結果として、やはりここはあの発言の中身を見ていったときに、この議論の中でわかったとおり、懲罰、何か罰を与えるほ

どではないんじゃないかなというふうに私自身は思っています。一方で議長なりが議事整理権の中でちょっと感情的なのをおさめなさいよとか、もう少し注意をしていくとかというので整理をしてもらいたいという要望はあるんですが、なので今回はそれほど厳しい罰を下すほどではないんじゃないかというふうに思っております。そういうふうに、議事整理権の中でももう少し強調していただいて、この懲罰委員会の中の懲罰という形でやるほどではないんじゃないかというふうに私自身は思っているんですが、そういったところへの共感というのはありますか。

○委員（中間建二君） もちろん、この懲罰特別委員会、議会で議論することが初めてだということがあるので、過去の例というのはないわけですよ。当議会においては何を以て懲罰に該当にするのかという議論はないので、直ちに今回の発言が懲罰に当たるかどうかということは、私も必ずしも断言ができるかという、なかなかそこは難しいところもあるんです。ただ、今小林委員がおっしゃったように、議論しないわけにはいかないでしょうと、今回の事案についてはですね。ですので、繰り返しになるんですけど、皆さんの認識が、議会の議員の認識が第132条という法律に違反したということが、皆さんこの認識が共有できるのであれば、じゃあどう対処するのかという議論にもなるし、繰り返しになるんですけど、第132条に該当するところまでいかないでしょうという議論になれば、それはまた別の当然結論になるということですので、だからそこを逆に議員同士で議論しないと、この自治法で定められている趣旨は達成できないんじゃないかというふうには受けとめております。

○委員（大后治雄君） 懲罰を科す事案かどうかということで考えれば、はっきり申し上げれば私はそこまでの事案じゃないんじゃないかというふうに思います。確かに先ほど小林委員がおっしゃられたように、議長の議事整理権の中で——以前の例を申し上げるのもどうかと思いますけども、議長の注意というの中にはあった場合もありました。そういった前例を考えても、ある意味その程度にとどめるような内容だったんじゃないかというふうなこともあります。

今回の場合、第132条についてどういうふうに法解釈するかというところで非常に意見が分かれているというか——分かれているじゃない、平行線になっているわけですよ。その中で、ただ私が申し上げているのは、私生活にわたる内容で仮にあったとしても、やっぱり公職の地位にある者の行動、生活を公の批判の対象とする場合、通常一般人の私生活の場合と異なって、合理的な限度で批判、論及することは抵触しないと解されているというような文献も実はありまして、そのことから考えれば、今回の事案に関しても第132条に抵触するとまでは言えないんじゃないかというふうに考えるわけでありまして。

実際に長瀬議員が不適切と認められて、これを取り消されたということもあり——今回、その後このように懲罰が提起されたということがあったわけでありましてけれども、以前の例というか、本市議会における自律作用のことを申し上げれば、複数の不適切と思われる発言が、それぞれの発言者から申し出によって、これまでも取り消し、ないしは削除されてきていることから、本市議会における自律作用が正常に機能しているのは明白だと思いますので、本事案に関しても私は同様であると考えています。

なお、懲罰を申し立てられるということそれ自体が非常に不名誉なことでありまして、私の記憶では少なくとも本市議会においては懲罰の申し立てが行われてこなかったということにかんがみましても、本市議会における懲罰の意味や影響というのは決して小さいものとは言えなくて、仮に本事案に関する懲罰が成立し得なかったとしても、既に大きな御本人に対する懲戒が下されたものと同義だというふうに思うんですね。そういったことにかんがみれば、もう既にそういった意味では懲戒ということに関してはもう成立しているという

ようなことに——本市議会のこれまでの歴史から考えればというふうに思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。内容についてということではもう本当に平行線なので、何らかのやっぱり打開をしなければいけないというふうなことは考えるわけですけども、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○委員（中間建二君） おっしゃるとおり、懲罰を申し入れるにも私にもそれなりの考えというか、当然お互いに支持者がいて、一定の支持、負託を得て議員でいるわけですから、その方に懲罰を申し出るのは非常に簡単なことではないわけであります。ですが、見過ごしていい事案かというふうに思いましたので提案させていただきました。またその議論の中で、ここで一定の議論をすることで、懲罰の目的はあくまでも本人を罰することに重みがあるわけではなくて、議会の自律、品位を保つことに目的があるわけですから、そこでこの議論の中で一定の議論をすることで、議会の品位、自律を保つ努力をお互いに議員としてやっているということが確認できれば、私は必ずしも懲罰をかけるところに大きな主眼、目的があるわけではありませんので、そのことが逆に懲罰特別委員会の中で今後の議会のあり方として、どういう議論をしていくのかということの一定の方向性、合意ができれば、それはそれでこの特別委員会の目的は達せられるんじゃないかという認識は持っております。

○委員（尾崎利一君） 先ほど、この発言取り消しに合意したということはやはり問題だと思っていたんじゃないかというお話もありましたので、それにかかわってのことですけども、私も長瀬議員の発言そのものには問題があったというふうに思っています。やはり結果的に御本人から申し出があつて削除したということですけども、あれが御本人が同意をしないで、そのまま撤回しないということになれば、私は議会の品位をおとしめかねないことだったんじゃないかと思えます。ですから私は削除に同意しました。その点で私は議会としての自律的な運営、議会の品位を保つという点でも運営は行われているというふうに考えてまして、その点であえてここで第132条で懲罰というふうにはならないんじゃないかと考えていますし、それからこれまで撤回された方が全部第132条に違反したということでもないというふうに考えています。ちょっと質疑になりませんが、さっき質問されましたので。

○委員長（森田憲二君） 暫時休憩いたします。

午後 3時14分 休憩

午後 3時15分 開議

○委員長（森田憲二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（粕谷久美子君） 先ほど中間委員から他人の私的行為に及ばないことを示してほしいというようなことが言われたんですが、このことに関して私自身の解釈の仕方としましては、やはり関係のない立場の人が話題にされた場合というようなところに、議会の中でそういうものが触れられた場合に関しては、こういう第132条の私的行為に及ぶというようなことがあるかもしれないんですが、やはり市長という立場の公人というところもあり、今回のことは議事に関係あるというようなことで、私は今回のこと、それとあと議事に関係がある個人ということで、これは第132条に私としては触れないというふうに思います。

○委員（中間建二君） 先ほどの御意見ですけどね、大后委員のおっしゃったことは私は理解できるんですけど、今の粕谷委員がおっしゃったことは、結局この第132条の文言の解釈として、何でわざわざ地方自治法にこういうことが書いてあるかということ、議会の議論が感情的になることを抑制する目的だつて書いてあるんですね。過去の判例でもそういうのが書いてあるんです。ということは、お互いに——質問する側も答弁者側

の私的行為にまでは踏み込んじゃいけない。答弁する側も、我々議員の側の私的行為——議題になっていること、議事になっていることはもちろんいいんだけど、それ以外の私的行為の言論には及んではいけないと、こういう趣旨の法律なんですね。

ですから、第三者の私的行為に踏み込んじゃいけないことは当然のこととして、市長であろうが我々議員であろうが、お互いに公人としての公務のあり方、また議事については当然質疑はあるんだけど、それを超えた私的のところには入っちゃいけない。なぜかというと感情的な議論になる、議会の品位をおとしめるということが過去の判例で書いてあるので、私は今の御意見については賛同はできません。

○委員（大后治雄君） ずっと中間委員からいろんなお話というか、答弁をしていただきました。ここに御提案者、あとお二方いらっしゃいますので、ぜひお二方からも実はお話をちょっと伺いたいと思います。

私が先ほど申し上げた、いわゆる国語的解釈ではなく法的解釈をすべきであるというような内容の中で、その点について、そういった法律解釈の範疇として御提案者お二方、どういうふうにお考えになっているのかだけ伺わせてください。

○委員（関田正民君） 最初に私が言いましたとおり、議会の品位の保持、第132条、これには発言の態度は十分気をつけなければいけない、これはもちろんのことです。今回のこの議題につきまして、特に他人の公的言動に対する批判は許されることがあっても——これが大事なんですね——プライバシー、私的な面まで具体的に言及することは許されない。今回私はそこが問題だと思って取り上げたわけでございます。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） 内容は同じなんですけども、ただ取り下げたというお話も出ていらっしゃいますけども、要するに道義的な部分、要するに言葉がずっと残っていくということなんですね。それで何を理由とするのかというのは、取り下げていただいたのも結構なんですけども、要するにこの事実というものを——非常に明確でない、事実ということじゃないと思うんですね、この言葉の内容自体がね。先ほど中間さんのほうからも話が出ましたけども、あの人がこう言っている、この人がこう言っているといって、いろんな私的な固有名詞を出して話をされていますよね。その中では、これ言葉がなかなかこの中の文言を言えないもんですから、なかなか言えないんですけども、非常に本人としても私的なものに接しているんだということをわきまえた上での発言があるんですよ。本人はね、そういうところの発言があるんです。ところが答弁者が答えた後には、また同じような内容を、また同じように繰り返しているんですね。

ところがその中では、事前の中では、いかにも事実であるような内容を説明していながら、実は答弁の後には、そのようなことを言われるような風潮になったらどうかというふうに、今度は文言を変えているんです。というのは、僕は何を言いたいかという、議会としての品位という部分では、こういう言葉のひとり歩きみたいな、ある意味、これは言葉としてはあれかもしれないけど、作為的なように物事を出して、要するに事実であるかどうかわからないようなことの中で、それぞれの実情にあるものを出しながら、こういうことをして言葉だけが残っちゃうんですよ。

そうすると、今のメディアの中で言葉だけがひとり歩きしていくと。こういうことは議会の品位保持に欠けるんじゃないかということが一つ、これだけは取り下げても、それは逆に先ほどから中間委員も言っていますが、この懲罰という部分の問題、この委員会を立ち上げたというのは、その部分でできれば議会の中を今後そういう意味では少しずつ、そういうところも皆さんには気をつけていただきたいなという部分があるんですね。言葉だから取り消せばいいんだという部分じゃなくて、やはり品位を重んじる部分では、そういうと

ころはきちつきちっと、まずはそういうところを調整していくと、自分の意識でね。それが調整できないで、こういう話になったんだとは思いますが、だからその部分というのが議会の品位という部分で私はちょっと、かなり議会に対しては影響があるのかなと、こういうふうに思っています。

○委員（関田正民君） 2点目を言うのを忘れていました。大后さん、済みません。

今各委員の皆さんの意見を聞いていますと、やっぱり我々が提案した、動議を出した意味というものが、大分わかってくれたのではないかと、そのように解釈をいたします。それだけはつけ加えておきます。

○委員長（森田憲二君） ほかに御発言は、よろしいですか。

質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田憲二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3時22分 休憩

午後 3時51分 開議

○委員長（森田憲二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（大后治雄君） この際、動議を提出いたします。

本事案に関しましては、るる議論を深めた中で議会の品位についてお互いに理解を深めたという事実、また当事者である長瀬議員におかれましては、今後本委員会の趣旨を踏まえて発言に注意されたいと考えます。

なお、懲罰委員会を立ち上げたことで、懲戒の意義は達成されたものと考えます。

よって、懲罰を科すべきではないと考え、討論を省略した上で、委員長においてそのようにお取り計らいのほどお願いを申し上げます。

以上です。

○委員長（森田憲二君） ただいまの動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田憲二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（森田憲二君） これをもって平成21年第1回東大和市議会懲罰特別委員会を散会いたします。

午後 3時52分 散会